

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、本庄北部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 職名 | 氏名     | 住所               |
|----|--------|------------------|
| 理事 | 五十嵐 義雄 | 埼玉県本庄市久々宇二百五十二番地 |